

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第12期第1四半期) 自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社イントランス

(E05651)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月11日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 島 規 男

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 (03)6803-8100 (代表)

(平成21年7月13日から本店所在地 東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号が上記のように移転しております。)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长 濱 谷 雄 二

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 (03)6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长 濱 谷 雄 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第11期第1四半期 累計(会計)期間	第12期第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	98,172	47,634	3,776,809
経常損失 (千円)	143,508	198,470	1,474,028
四半期(当期)純損失 (千円)	145,006	198,945	1,635,499
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	586,125	625,057	586,125
発行済株式総数 (株)	64,200	70,705	64,200
純資産額 (千円)	1,937,140	328,087	447,919
総資産額 (千円)	7,525,622	2,282,673	2,484,138
1株当たり純資産額 (円)	30,173.53	4,589.15	6,951.25
1株当たり四半期(当期) 純損失金額 (円)	2,258.66	3,110.04	25,513.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.7	14.2	17.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,161,628	△161,461	1,513,333
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△13,648	△15,521	△18,741
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	811,061	67,770	△2,644,158
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,373,707	479,145	588,357
従業員数 (人)	40	25	31

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、四半期連結累計(会計)期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失となるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	25（4）
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー)の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、プリンシパルインベストメント事業、ソリューション事業を主体としており、生産業務を定義することが困難であるため、生産実績の記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載は省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業	販売高（千円）	前年同四半期比（%）
プリンシパルインベストメント事業	116	—
ソリューション事業	47,517	△51.6
合計	47,634	△51.5

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
㈱大京商事	(注) 3	(注) 3	11,506	24.2
財団法人新技術振興渡辺記念会	(注) 3	(注) 3	10,100	21.2
㈱セブン&アイ・フードシステムズ	(注) 3	(注) 3	6,211	13.0
(有)波寄商店	21,056	21.4	(注) 3	(注) 3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、前事業年度において現金及び現金同等物が1,149,566千円減少し、当第1四半期会計期間においても、株式の発行による収入が77,864千円あったものの、営業活動によるキャッシュ・フローが△161,461千円であったこと等により、現金及び現金同等物が109,212千円減少しました。また、不動産売買取引の流動性の著しい低下等の影響により、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、または計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、もしくは売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性も予想されます。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年6月12日開催の取締役会において、当社とフィンテック グローバル株式会社が保有する経営資源及び情報等を相互に最大限活用し、両社の事業の強化・拡充を図り、企業価値の向上に資する資本業務提携(契約期間 平成21年6月12日から3年間 以後1年間毎自動更新)を締結しております。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策等により株価が徐々に回復するなど、一部に景況の持ち直し感はあるものの、雇用情勢や所得環境は依然厳しく、個人消費の低迷など景気は依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する不動産業界におきましても、経営破綻した企業等から放出された割安物件に対する需要はあるものの、金融機関の不動産関連融資への厳格姿勢の緩和には未だ時間を要しており、以前は活発であった不動産ファンド等の投資意欲も減退した状態が続いているため、事業環境としては引き続き厳しい状況となっております。

このような状況下、当社は、事業法人や個人投資家のニーズに適した比較的小規模な物件への取り組みに鋭意注力すると共に、役員報酬の減額や人件費の見直し等による固定費の圧縮に努めてまいりました。

しかしながら、流動性が著しく低下した不動産売買取引市場において、物件の取得・売却には至らず、また、当第1四半期会計期間末に保有している販売用不動産について100,304千円のたな卸資産評価損を計上いたしました。

これらにより、当第1四半期会計期間の売上高は47,634千円(前年同四半期比51.5%減)、営業損失は180,286千円(前年同四半期は営業損失106,769千円)、経常損失は198,470千円(前年同四半期は経常損失143,508千円)、四半期純損失は198,945千円(前年同四半期は四半期純損失145,006千円)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

当第1四半期会計期間末の資産につきましては、流動資産は前事業年度末に比べ215,597千円減少し2,185,380千円となりました。これは主として現金及び預金が109,212千円減少したこと、及び保有不動産についてたな卸資産評価損を計上したこと等に伴い販売用不動産が97,583千円減少したことによるものです。固定資産は前事業年度末に比べ14,132千円増加し97,292千円となりました。これは主として本社事務所移転により新本社事務所の敷金16,231千円を差し入れたことによるものです。この結果、資産合計は前事業年度末に比べ201,464千円減少し2,282,673千円となりました。

負債につきましては、流動負債は前事業年度末に比べ81,633千円減少し1,054,585千円となりました。これは主として前事業年度分の確定消費税73,692千円を納付したことによるものです。固定負債は前事業年度末から変わらず900,000千円となりました。この結果、負債合計は前事業年度末に比べ81,633千円減少し1,954,585千円となりました。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ119,831千円減少し328,087千円となりました。これは主として第三者割当による新株式発行について77,864千円の払込みがあったものの、四半期純損失198,945千円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前事業年度末に比べ109,212千円減少し479,145千円となりました。

また、当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動に使用した資金は161,461千円となりました。これは主として税引前四半期純損失198,470千円を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は15,521千円となりました。これは主として本社事務所移転により新本社事務所の敷金16,231千円を差し入れたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は67,770千円となりました。これは主として第三者割当による新株式発行について77,864千円の払込みがあったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響から、金融機関による不動産関連融資への厳格姿勢が継続していること等に起因して、不動産売買取引の流動性が著しく低下した状態が続いております。この影響により、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、または計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、もしくは売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性も予想されます。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでおります。

① 財務基盤の安定化

今後弁済期を迎える借入金については、担保設定対象となっている不動産を売却していく際に、その資金回収額が当該設定金額を下回ることも予想されるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合を想定して、取引金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長又は返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めております。

また、資本の早急な充足を図るため、直接金融も視野に入れた多様な資金調達手段を駆使して財務体質の強化に努めてまいりたいと考えております。

② コストの削減

本社事務所の移転による賃料削減、役員報酬の減額および従業員の人件費についても成果主義を徹底した報酬体系への見直し等により、固定費を圧縮して収益力を高めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当社は、平成21年7月13日に本社を移転しております。この移転に際し、移転先事務所における内装工事等にかかる費用として、約7,000千円を見込んでおります。

また、この本社移転に伴い、固定資産除却損が約14,000千円生じる見込みであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	256,800
計	256,800

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	70,705	70,705	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していません。
計	70,705	70,705	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

平成18年3月27日臨時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	722 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	722 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	30,612 (注) 2、3、4
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 30,612 (注) 資本組入額 15,306 2、3、4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 平成18年5月8日開催の取締役会決議により、平成18年5月31日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 3 平成21年6月12日開催の取締役会決議により、平成21年6月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 5 新株予約権の行使の条件
新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。
新株予約権発行時において当社の取締役、監査役並びに従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。
その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとします。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要します。

② 会社法第236条、第238条及び第240条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
(第2回新株予約権)

平成20年6月19日取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,750 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,750 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,565 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,565 資本組入額 12,283 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株であります。なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 平成21年6月12日開催の取締役会決議により、平成21年6月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 3 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

- iii 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

4 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- ii 新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができます。ただし、再承継はできません。
- iii 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

5 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前譲与その他一切の処分行為をすることはできません。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2 iiiに従って定める調整後行使価額に、上記 iiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- v 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。
- viii 新株予約権の取得の事由及び条件
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。
 - ロ 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月30日(注)	6,505	70,705	38,932	625,057	38,932	395,057

(注) 有償第三者割当増資

発行価格	11,970円	
資本組入額	5,985円	
割当先	フィンテック グローバル株式会社	835株
	フィンテック グローバル投資事業 有限責任組合第11号	5,670株

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、第三者割当による新株式の発行をしたことにより、以下のとおり大株主の異動がありました。なお、当該第三者割当増資に関し、フィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号の無限責任組合員であるファーストメイク・リミテッド株式会社から平成21年7月2日付で関東財務局長に大量保有報告書が提出されております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
フィンテック グローバル投資事業 有限責任組合第11号	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号	5,670	8.02

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 302	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,898	63,898	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数(注)	64,200	—	—
総株主の議決権	—	63,898	—

(注) 平成21年6月30日付で第三者割当による新株式の発行をしたことにより、当第1四半期会計期間末日現在における発行済株式総数は、70,705株となっております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社イントランス	東京都渋谷区恵比寿南 一丁目7番8号 (注)	302	—	302	0.47
計	—	302	—	302	0.47

(注) 平成21年7月13日から本店所在地は、東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号へ移転しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	15,000	13,200	17,000
最低(円)	8,600	10,050	10,100

(注) 株価は、東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、また、当第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	479,145	588,357
売掛金	6,855	18,309
販売用不動産	※2 1,685,638	※2 1,783,221
その他	13,741	11,089
流動資産合計	2,185,380	2,400,977
固定資産		
有形固定資産	※1 16,299	※1 17,353
無形固定資産	5,648	5,984
投資その他の資産	75,344	59,822
固定資産合計	97,292	83,160
資産合計	2,282,673	2,484,138
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※2 935,000	※2 935,000
未払法人税等	1,001	1,601
賞与引当金	6,214	14,856
その他	112,370	184,761
流動負債合計	1,054,585	1,136,218
固定負債		
長期借入金	※2 900,000	※2 900,000
固定負債合計	900,000	900,000
負債合計	1,954,585	2,036,218
純資産の部		
株主資本		
資本金	625,057	586,125
資本剰余金	395,057	356,125
利益剰余金	△694,548	△495,602
自己株式	△2,476	△2,476
株主資本合計	323,090	444,171
新株予約権	4,997	3,748
純資産合計	328,087	447,919
負債純資産合計	2,282,673	2,484,138

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	98,172	47,634
売上原価	58,456	133,217
売上総利益又は売上総損失(△)	39,716	△85,583
販売費及び一般管理費	※1 146,485	※1 94,702
営業損失(△)	△106,769	△180,286
営業外収益		
受取利息	791	50
その他	7	2
営業外収益合計	798	53
営業外費用		
支払利息	26,503	8,120
社債利息	456	—
借入手数料	9,886	—
支払手数料	—	10,000
株式交付費	—	117
その他	690	—
営業外費用合計	37,537	18,238
経常損失(△)	△143,508	△198,470
特別損失		
固定資産除却損	4,995	—
特別損失合計	4,995	—
税引前四半期純損失(△)	△148,503	△198,470
法人税、住民税及び事業税	290	475
法人税等調整額	△3,787	—
法人税等合計	△3,497	475
四半期純損失(△)	△145,006	△198,945

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失(△)	△148,503	△198,470
減価償却費	1,535	1,389
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9,964	△8,642
株式報酬費用	—	1,249
受取利息	△791	△50
支払利息	26,503	8,120
社債利息	456	—
支払手数料	—	10,000
株式交付費	—	117
固定資産除却損	4,995	—
売上債権の増減額(△は増加)	△2,108	11,453
前渡金の増減額(△は増加)	△5,197	430
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,011,413	97,583
前受金の増減額(△は減少)	8,939	600
その他の資産の増減額(△は増加)	△11,914	△2,942
その他の負債の増減額(△は減少)	14,766	△73,619
小計	△1,132,696	△152,781
利息の受取額	—	—
利息の支払額	△28,932	△8,209
法人税等の支払額	—	△469
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,161,628	△161,461
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,478	—
敷金の回収による収入	7,830	710
敷金の差入による支出	—	△16,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,648	△15,521
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	64,000	—
短期借入金の返済による支出	△95,668	—
長期借入れによる収入	900,000	—
長期借入金の返済による支出	△20,513	—
株式の発行による収入	—	77,864
手数料の支払額	—	△10,000
配当金の支払額	△36,757	△94
財務活動によるキャッシュ・フロー	811,061	67,770
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△364,216	△109,212
現金及び現金同等物の期首残高	1,737,923	588,357
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,373,707	※1 479,145

【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

当社は、前事業年度において現金及び現金同等物が1,149,566千円減少し、当第1四半期累計期間においても、株式の発行による収入が77,864千円あったものの、営業活動によるキャッシュ・フローが△161,461千円であったこと等により、現金及び現金同等物が109,212千円減少しました。また、不動産売買取引の流動性の著しい低下等の影響により、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、または計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、もしくは売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性も予想されます。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでおります。

① 財務基盤の安定化

今後弁済期を迎える借入金については、担保設定対象となっている不動産を売却していく際に、その資金回収額が当該設定金額を下回ることも予想されるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合は想定して、取引金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長又は返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めております。

また、資本の早急な充足を図るため、直接金融も視野に入れた多様な資金調達手段を駆使して財務体質の強化に努めてまいりたいと考えております。

② コストの削減

本社事務所の移転による賃料削減、役員報酬の減額および従業員の人件費についても成果主義を徹底した報酬体系への見直し等により、固定費を圧縮して収益力を高めてまいります。

しかしながら、これらの対応策を講じても、事業計画にて決定した価格での売却が、不動産市況の更なる悪化等により予定どおりに進まない可能性もあり、また、リファイナンスについても金融機関との協議を進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 6,922千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 5,869千円
※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産 1,685,638千円 計 1,685,638千円	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産 1,783,221千円 計 1,783,221千円
担保付債務は次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 935,000千円 長期借入金 900,000千円 計 1,835,000千円	担保付債務は次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 935,000千円 長期借入金 900,000千円 計 1,835,000千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費に属する費用のおおよその割合は14%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は86%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 44,496千円 減価償却費 1,535千円 賞与引当金繰入額 11,777千円	※1 販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 16,768千円 給料手当 31,197千円 賃借料 14,446千円 減価償却費 1,389千円 賞与引当金繰入額 6,214千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) 現金及び現金同等物の四半期末残高(1,373,707千円)と四半期貸借対照表に掲記されている科目(現金及び預金)の金額は同額であります。</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び現金同等物の四半期末残高(479,145千円)と四半期貸借対照表に掲記されている科目(現金及び預金)の金額は同額であります。</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	70,705

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	302

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末 残高(千円)
株式会社イントランス	—	—	4,997

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年6月30日付で、フィンテック グローバル株式会社及びフィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期累計期間において、資本金が38,932千円、資本準備金が38,932千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が625,057千円、資本剰余金が395,057千円となっております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 1,249千円

2 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
4,589円15銭	6,951円25銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	328,087	447,919
普通株式に係る純資産額(千円)	323,090	444,171
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	4,997	3,748
普通株式の発行済株式数(株)	70,705	64,200
普通株式の自己株式数(株)	302	302
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	70,403	63,898

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 2,258円66銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	1株当たり四半期純損失金額 3,110円04銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失となるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	145,006	198,945
普通株式に係る四半期純損失(千円)	145,006	198,945
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	64,200	63,969

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月12日

株式会社イントランス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施木 孝 叔 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イントランスの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

株式会社イントランス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 慎 二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯 畑 史 朗	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イントランスの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、または計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、もしくは売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【会社名】	株式会社イントランス
【英訳名】	INTRANCE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上 島 規 男
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長上島規男は、当社の第12期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。